

三原市告示第136号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和3年10月28日

三原市長 岡田吉弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三原

三原市円一町一丁目1834番76

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	店舗名	小売業者	代表者職氏名	住所
1	エディオン	株式会社エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島市中区紙屋町二丁目1番18号
2	ウォンツ	株式会社ツルハグループ ドラッグ & ファーマ シー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市西区井口明神一丁目1番10号

3	ローソン	株式会社ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎一丁目11番2号
4	ラブバイク	有限会社米澤自転車店	米澤 信	鳥取県鳥取市吉成637番地
5	未定	未定	—	—

4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年6月23日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,725 m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

合計 243台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

合計 47台

(3) 荷さばき施設位置及びの面積

A棟東側 46 m²

A棟北東側 23 m²

B棟西側 23 m²

C棟北東側 23 m²

D棟南西側 23 m²

合計 138 m²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A棟東側 20.4 m²

A棟北東側 3.4 m²

B棟南西側 7.0 m²

C棟南東側 0.7 m²

D棟北西側 0.5 m²

合計 32.0 m²

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ローソン	午前0時00分	午後12時00分	24時間
その他の小売業者	午前8時00分	午後12時00分	—

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前0時00分から午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場北西側 1箇所

駐車場南西側 1箇所 合計2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

①午前6時00分から午後10時00分まで

②午前6時00分から午後10時00分まで

③午前0時00分から午後12時00分まで

④午前6時00分から午後10時00分まで

⑤午前6時00分から午後10時00分まで

8 届出年月日

令和3年10月22日

9 届出及び添付書類の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所3階）

10 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和3年10月28日から令和4年2月28日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

11 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見

書の提出により，これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

令和4年2月28日

三原市経済部商工振興課